

長門市長 様

通話録音装置貸出申請書

長門市通話録音装置貸出事業実施要綱第 4 条の規定により、通話録音装置の貸出を申請します。
申請にあたっては、別紙の通話録音装置の貸出に伴う誓約事項に同意します。

※記入必須 通話録音装置 使用者情報	ふりがな				
	氏 名	Ⓜ			
	住 所	〒 (行政区：)			
	連 絡 先	装置設置予定 固定電話番号 () ナンバーディスプレイ 有 ・ 無			
		携帯電話番号 ()			
	生 年 月 日	年 月 日		年 齢	歳
	世 帯 状 況	氏 名	年 齢	続 柄	備 考
ご本人様以外が申請 を行う場合、代理人 様の情報を記入して 下さい。		氏 名： Ⓜ 続 柄： 年 齢： 歳 住 所： 連絡先：			
任 意	緊 急 連絡先	1 氏名（続柄）	()	電話番号	
		2 氏名（続柄）	()	電話番号	

- 1 申請受付後に、審査のうえ、装置貸出の承認（不承認）について決定通知をお送りします。
従って、申請の受付は装置の貸出を確約したものではありません。審査段階で、申請者宅へ電話又は訪問し、聞き取りをする場合があります。
- 2 装置の貸出期間は、装置を設置した日から 6 箇月間となります。
- 3 装置の設置は、担当課職員が訪問し設置します。
- 4 本申請書にご記入いただいた個人情報是要綱に定めるもの以外には利用いたしません。
- 5 ご使用の固定電話が装置に非対応の場合、取付不可の場合もあります。

(別紙)

通話録音装置貸出に伴う誓約事項

- 1 通話録音装置（以下「装置」という）は、特殊詐欺（振り込め詐欺等）の被害を防止や福祉分野における見守り活動のために使用し、その他の目的以外には使用しません。
- 2 装置は使用者の責任において大切に使用いたします。
- 3 装置を第三者へ転貸、売却又は譲渡しません。
- 4 装置に不具合や誤作動等が生じた場合は、直ちに長門市へ連絡いたします。
- 5 貸出申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかに長門市へ連絡いたします。
- 6 万一、破損（経年劣化による場合を除く）・紛失した場合には、長門市が提示する実費（修理又は再購入価格相当分）を負担いたします。
- 7 貸出期間が満了したとき、及び長期入院等の理由により装置を使用しなくなったときは、速やかに装置を返却します。

装置の使用にあたっては、上述事項を遵守することを誓約いたします。

年 月 日

申請者署名

⑨

処理欄	受付番号		受付年月日		受付担当者	
-----	------	--	-------	--	-------	--